

# J-クレジット制度について

令和6年1月

四国経済産業局 エネルギー対策課

# J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度は、日本国内の排出削減・吸収の取組についてクレジット認証を行う制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



## クレジット認証の考え方



## ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO<sub>2</sub>排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

## プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組に対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなる。  
(クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため)

## クレジット活用者

- ① 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ② 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告
- ③ 改正省エネ法の非化石エネルギーの使用量への報告
- ④ カーボン・オフセット、CSR活動(環境・地域貢献)等
- ⑤ CDP質問書及びRE100達成のための報告(再エネ電力由来のクレジットに限る)
- ⑥ SHIFT・ASSET事業の削減目標達成への利用
- ⑦ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成
- ⑧ GXリーグにおける排出量実績の報告

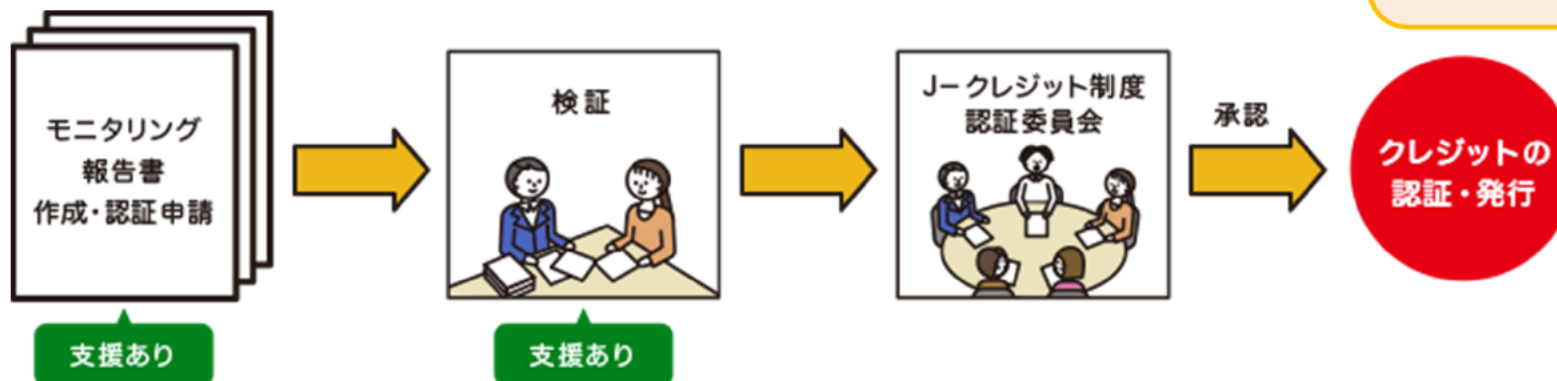
# J-クレジット制度への登録、認証の大まかな流れ

STEP1 プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける



STEP2 プロジェクト実施を通して温室効果ガスを削減（同時にモニタリングを実施）

STEP3 モニタリング結果を報告し、クレジット認証の審査を受ける



クレジット認証毎に審査

# 国・事務局による手続支援について（令和5年度事業）

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、手続支援を利用可能
- 支援内容は毎年度見直しあり

## プロジェクト計画書作成に関する支援

支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小企業基本法の対象事業者</li> <li>• 自治体</li> <li>• 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1事業者当たり<b>1方法論につき1回限り</b></li> <li>• 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が<b>年平均100t-CO2以上</b>の事業であること</li> </ul>

## 審査費用に関する支援

	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査（妥当性確認）に係る費用を<b>70%</b>支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査（検証）に係る費用を<b>90%</b>支援</li> </ul>
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小企業基本法の対象事業者</li> <li>• 自治体</li> <li>• 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>	
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常型：1事業者当たり<b>同一年度内に2回まで</b></li> <li>• プログラム型：<b>1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで</b></li> </ul> ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常型：<b>1プロジェクト当たり2年度内に1回まで</b></li> <li>• プログラム型：<b>1プログラム当たり同一年度内に1回まで</b></li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CO2削減・吸収見込量が<b>年平均100t-CO2以上</b>の事業であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が<b>100t-CO2以上</b>であること。</li> </ul>

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合あり